

指定通所介護・日常生活支援総合事業第一号通所事業所

重要事項説明書

香楽園デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
通所介護（兵庫県指定 第2872600222号）
第1号通所事業（通所型サービス）（加西市指定 第2872600222号）

当事業所はご契約者に（以下利用者という）に対して指定通所介護サービス及び第1号通所事業（通所型サービス）を提供させていただくにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人健仁会（平成10年4月16日設立）
代表者	理事長 加川 浩紀
所在地	兵庫県加西市鶉野町字東中条1750番地
連絡先	0790-49-2900（代） 0790-49-2907（FAX）

当法人の他業務 ・ケアハウス香楽園
平成11年5月設立
連絡先 0790-49-2900

2. 事業所

事業所名	香楽園デイサービスセンター
事業所指定番号	兵庫県指定 第2872600222号
所在地	兵庫県加西市鶉野町字東中条1750番地
連絡先	0790-49-2900（代） 0790-49-2907（FAX）
管理者	四宮 秀一

3. 事業所の概要 ①事業所名 香楽園デイサービスセンター
②事業所指定番号 2872600222

通所介護 平成12年4月1日指定(兵庫県)
第1号通所事業（通所型サービス） 平成30年4月1日更新指定(加西市)

※当事業所は、軽費老人ホームケアハウス香楽園に併設されています。

③建物の名称 ケアハウス香楽園

- ④建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
- ⑤延べ床面積 3598,33 m²
 デイサービス専有面積 232.64 m² (1階)
- ⑥設立 平成11年4月
 サービス開始 平成12年4月1日
- ⑦定員 25名
- ⑧利用時間 9:00～16:15

設備の種類	室数	備考
デイ相談室	1室	12.80 m ²
休憩室	1室	16.45 m ²
食堂	1室	87.13 m ²
日常動作訓練コーナー	1室 145.51 m ²	[主な設置機器] S字平行棒・ユニット階段・エアロバイク
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽

4. 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、加西市全域とするが加古川市、西脇市、小野市、姫路市、加東市、福崎町の一部地域の利用を可能とする。

5. 事業の目的及び運営方針

要介護状態または、事業対象・要支援状態にある高齢者等に対し適正な指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）を提供することを目的としています。

当事業所の生活相談員は、事業対象・要支援または要介護者等からの相談に応じるとともにその心身の状況等を踏まえてその有する能力に応じ、またはその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）を計画し提供します。

事業の実施に当たっては、関係市町村（地域包括支援センター）、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連絡、調整を図り、総合的な通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供に努めるものとします。

6. 従業員

当事業所に配置する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。
(ただし、法定基準の範囲内で変更する場合があります。)

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所介護サービスおよび第1号通所事業（通所型サービス）の利用の申し込みに係わる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

- (2) 通所介護従業者（利用者の状況により配置職員数は増減する場合がありますが、指定基準を遵守します。）

・生活相談員 1名以上

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所介護計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画を作成し、利用者またはそのご家族に対し、その内容等について説明し、また自らも指定通所介護または第1号通所事業（通所型サービス）の提供に当たるものとし、又日常生活上の相談に応じ生活支援を行います。

・看護職員 1名以上

主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助、機能訓練等も行います。

・介護職員 1名以上

利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。通所介護従業者は、それぞれの利用者について、指定通所介護計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、指定通所介護または第1号通所事業（通所型サービス）の提供に当たります。

・機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

※ 職員配置については、生活相談員、看護職員、介護職員のうち、常勤職員または非常勤職員を1名以上配置し、構成するものとする。

7. サービス内容及び手順

1) 課題分析

ご契約者やそのご家族に面接し、現在抱えている問題を把握、分析します。

2) 指定通所介護サービス計画または第1号通所事業（通所型サービス）計画の作成

課題分析に基づいて、必要なサービス、受けられるサービスなどの情報を提供し、契約者の選択を原則として相談しながら通所型サービス計画作成をします。

3) サービスの仲介や実施（サービス担当者会議）

計画に沿ってサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連絡調整を行い、可能な限りご契約者及びそのご家族が参加するサービス担当者会議で協議を行い、ご契約者の同意をもってサービス提供を実施します。

4) モニタリング及び再評価

ご契約者とそのご家族、また、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等と連絡を密にして、サービス実施の状況を把握します。ご契約者の状態について再評価を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。

以上の手順に基づき指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）を実施します。サービス内容は送迎・食事・入浴・健康チェック・身体介護・生活相談・レクリエーション、機能訓練等。

8. 相談窓口

香楽園デイサービスセンターにおける苦情、相談窓口は以下のとおりです。

・担当者 生活相談員 【 藤原 佐知子 】

連絡先 0790-49-2900

FAX 0790-49-2907

(受付時間 AM9:00~PM6:00)

ただし、担当者が不在の場合においても他の兼用施設職員がその業務の一部を代行し、担当者への連絡につとめます。

・苦情解決責任者 管理者 四宮 秀一

・行政機関その他相談受付機関

兵庫県国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
加西市役所市民福祉部 長寿介護課 介護保険係	加西市北条町横尾1000 電話番号 (0790) 42-8788 FAX番号 (0790) 42-1792 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
小野市役所市民福祉部 高齢介護課	小野市王子町806-1 電話番号 (0794) 63-1509 FAX番号 (0794) 64-2735 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

9. 担当者の変更

担当する生活相談員変更については、ご相談のうえ十分な配慮をいたします。

10. 秘密の保持

事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密は、正当な理由がない限り遵守します。ただし、ご契約者へのサービス提供のため、医療機関、サービス担当者会議等への情報の提供が必要な場合には、ご契約者及びご家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとします。また、この守秘義務は契約終了後も継続いたします。

11. 家族等への連絡

ご希望により、利用者に連絡する事項と同様の通知をご家族等へも行います。

12. サービス提供記録の保管

事業者は、指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供記録を契約有効期間が満了する日から5年間保管します。この記録は、ご契約者およびそのご家族に限って閲覧でき、実費を支払っての写しの交付を受けることができます。

13. 緊急時の対応

サービス提供時の事故、利用者の体調悪化等の緊急時には、利用者の主治医、ご家族、当事業所の協力医療機関等に速やかに連絡し、その対応に必要な措置を講じます。

14. 非常災害対策

天災等、災害に関する警報が、当日午前7:00の時点で加西市内に発令されている場合、家人の協力と理解のうえサービス利用も可能とするが、基本的には休みとする。

15. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に損害を与えた場合には、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業所では企業総合賠償責任保険に加入しています。

16. 契約の解約

(1) 契約書第13条第5項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

(2) 契約書7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な

額に変更することができます。

- (3) ご契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。
- (4) 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- (5) 利用者やその家族から従業員に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為（ハラスメント行為：大声で怒鳴る、理不尽な要求、他含）については契約を解除することができるものとします。
(契約書 第13条5項参照)

17. 要介護認定前に指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供が必要とされる場合は次のとおりです。

要介護認定前に指定通所介護サービスまたは 第1号通所事業（通所型サービス）の提供が行われる場合の特例事項

1 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定後または基本チェックリストに該当した後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者からの解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同2条第2項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、ここに定める内容は終了します。

2 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合

この契約は自動的に終了します。

3 注意事項

- (1) 要介護認定後または基本チェックリストに該当した後、自立（非該当）または事業対象・要支援となった場合には、要介護認定前に提供された指定通所介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。

要介護認定後または基本チェックリストに該当した後、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された第1号通所事業（通所型サービス）に関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。

(2) 要介護認定後または基本チェックリストに該当した後、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 香楽園デイサービスセンター
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスまたは第1号通所事業（通所型サービス）の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名をいたします。

代理人

住所

氏名 印

(契約者との関係)

利用者家族代表

住所

氏名 印

(契約者との関係)